



鳥取県公報

平成27年 4 月 21 日 (火)
第 8 6 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (290) (福利厚生課) 2
	介護補償として支給する金額の一部改正 (291) (〃) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (292) (福祉保健課) 4
	県営土地改良事業計画の決定 (293・294) (農地・水保全課) 4
	保安林の指定施業要件の変更 (295) (森林づくり推進課) 5
	土地改良区役員の就退任について (296) (中部総合事務所農林局) 7
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 7
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施 (〃) 8
	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 10

告 示

鳥取県告示第290号

平成 5 年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,475円</u>	<u>13,005円</u>	20歳未満	<u>4,503円</u>	<u>12,935円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,030円</u>	<u>13,005円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,007円</u>	<u>12,935円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,585円</u>	<u>13,573円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,618円</u>	<u>13,634円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,069円</u>	<u>16,192円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,112円</u>	<u>16,130円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,475円</u>	<u>18,680円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,527円</u>	<u>18,535円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,729円</u>	<u>21,472円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,741円</u>	<u>21,911円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,654円</u>	<u>23,984円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,861円</u>	<u>24,455円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,474円</u>	<u>25,191円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,479円</u>	<u>24,995円</u>
55歳以上60歳未満	<u>5,878円</u>	<u>24,139円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,811円</u>	<u>23,171円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,731円</u>	<u>19,385円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,683円</u>	<u>19,816円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,991円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,950円</u>	<u>14,376円</u>
70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,005円</u>	70歳以上	<u>3,950円</u>	<u>12,935円</u>

附 則

- 1 この告示は、平成27年 4 月21日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成27年 4 月21日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第291号

平成 8 年鳥取県告示第423号(介護補償として支給する金額について)の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額

	<p>日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>(その額が <u>104,570円</u>を超 えるときは、 <u>104,570円</u>)</p>		<p>日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>(その額が <u>104,290円</u>を超 えるときは、 <u>104,290円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>56,790円</u>以下 であるときに 限る。)</p>	<p>月額 <u>56,790円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>		<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>56,600円</u>以下 であるときに 限る。)</p>	<p>月額 <u>56,600円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>
<p>随時介護を要する 状態</p>	<p>1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>52,290円</u>を超 えるときは、 <u>52,290円</u>)</p>		<p>1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>52,150円</u>を超 えるときは、 <u>52,150円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が</p>	<p>月額 <u>28,400円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>		<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が</p>	<p>月額 <u>28,300円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>

28,400円以下 であるときに 限る。)	28,300円以下 であるとき に限る。)
-----------------------------	-----------------------------

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月21日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成27年4月21日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
おか内科クリニック	鳥取市江津407-2	平成27年2月2日
ふくらクリニック	倉吉市山根532	平成27年1月1日
井上歯科医院	八頭郡八頭町郡家647	平成27年1月30日
小谷薬局雲山店	鳥取市雲山241-27	平成27年3月1日
子育て長田こどもクリニック	米子市上後藤七丁目1-58	平成26年7月1日
入沢歯科医院	日野郡日南町生山690	平成26年6月1日
くろみ薬局	鳥取市河原町河原48-9	平成26年6月1日

鳥取県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業大井手堰地区 農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年4月21日から同年5月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業湖山砂丘地区 農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年4月21日から同年5月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第295号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大屋字一ノ谷208の1、210の1、211の1、211の3、字下村ノ上510の1、510の2、513の1、513の2、514から516まで、字コウ子谷奥517から519まで、520の1、520の2、521、522、字一ノ谷奥525から538まで、字住屋途539から544まで、544の1、544の2、字稲葉谷545から550まで、字キヨ床551、552の1、552の2、553から555まで、556の1から556の3まで、字金ヶ谷557、558、字スリ鉢568、字栢谷570、字大谷奥左571の2、571の3、字尾谷573、字尾長谷582、字小字野尾上583の1から583の6まで、584、585の1、585の2、586から590まで、592、字カツラ谷593から597まで、597の1、598、598の1、598の2、599の1から599の3まで、600の1から600の3まで、602から604まで、字半田左平605、606の1、607から609まで、610の1、610の2、字半田セド623、624の1、625から629まで、630の1、631、630の2、632から639まで、640の1、641、642の2、字コイツ谷643、644、645の1、645の2、字新田平上646の1、646の2、647から649まで、字藤谷奥664から666まで、667の1、667の2、668、669、669の1、字立木口右670の1、671から673まで、674の1、674の2、677、678、678の1、678の2、679、679の1、679の2、字小谷680の1、680の2、681から685まで、686の2、字オナ谷687の1、687の3から687の8まで、大字真鹿野字松ノ木565の2、565の4、567、568、569の1、569の2、字長途570の1、572から575まで、字草平576から578まで、580、581の1から581の10まで、582から584まで、字北谷585、585の1から585の5まで、586、586の1、587から596まで、字土居ノ瀬戸601、603、605、607、608、608の1、608の3、609から614まで、614の1、字道ヶ市615から622まで、622の1、623から632まで、字金谷奥633、634の1、634の5から634の25まで、636の4から636の14まで、637から644まで、644の1、645から649まで、650の5から650の15まで、651から659まで、字小谷211、214、660の1、661の1から661の3まで、662、663、664の2から664の5まで、665、666の1から666の3まで、667から669まで、669の1、670から675まで、676の1、677の1、677の2、677の4、字桑村谷678から693まで、字後谷694から697まで、698の1、698の2、699の1から699の5まで、700、701、701の1、702から704まで、705の1、705の2、706、706の1、708、708の1、709、709の1、字本谷奥710から717まで、718の1から718の5まで、718の7から718の21まで、718の23から718の49まで、719から725まで、729、730の5、736、738の1から738の27まで、739、741から744まで、744の1、745、746、748から750まで、751の1から751の18まで、字奥ヶ市734の1、734の3、字酒銭田752の1、752の2、753から757まで、758の1から758の10まで、759、760、760の1、761から765まで、768から775まで、776の1、778、779の1から779の3まで、780、780の1、781、字寺土居782から793まで、字梅ノ木谷794から802まで、802の1、803から809まで、810の1、810の2、811の1、811の2、812から815まで、字市略谷816から823まで、大字野原字野谷口下モ平217、218の1、218の2、219から222まで、字野谷奥223か

ら225まで、228から232まで、303の1、304の1、字小谷235、236の1、236の2、237、238、字野谷口上平239の1、239の2、240の1、240の2、字西谷口255から260まで、字西谷奥下平262から265まで、269から273まで、305の1から305の10まで、306の1から306の19まで、307の1から307の44まで、字西谷奥上平274、276から287まで、287の1、288の1から288の3まで、289、290の1、290の2、291から295まで、295の1、296、296の1、308の1から308の20まで、309の1から309の25まで、字山本300の1、301の1、大字奥本字山本628の1、628の3、628の4、628の7、629の1、629の2、630の1、631、632の1、633、字家ノ奥634の2、634の3、635の1、635の2、636から639まで、640の1、640の3、640の6、645の1、645の2、646、字郷平647の1から647の3まで、647の8、649の1、649の2、649の4、653、656から662まで、664、665、字皆地668の1から668の5まで、668の7、668の8、669、669の1から669の9まで、672、677、678、678の1、字白ヶ谷680、字本谷684の1、684の2、684の5、691の4、691の11、691の13、691の16から691の31まで、字クジヤ谷701の4、701の5、701の7、701の9から701の11まで、701の14、701の19、字上ミ町702の1、703の1、704の1、705から707まで、709、709の1、709の2、710、710の1、711の1、712、字松ノ木713の1、714の1、715から717まで、718の1、718の3、718の4、720、722、733の2、字下モ田727、728の1、729の1、730の1、731の1、732の1から732の3まで、733の1、字坊ヶ谷734の1、735、736の1、737から739まで、740の1、740の2、742、743、744の1、744の2、745の1から745の3まで、746の1、747の1、747の2、字梅木谷748、749の1、749の2、751の1、752、753の1、753の2、754、755、756の1から756の3まで、757の1、759の1、760の1、761の1、字坂ノ谷762、762の1、763、764、765の1から765の3まで、765の5から765の9まで、765の12から765の21まで、765の24、765の33、765の36、765の51、766から769まで、783の3、784の14、792、793の2から793の18まで、793の20、793の22、793の24、793の26、793の28、793の30、794の1、795、796、797の1、798の1、800の1、801の1、802の1、803、804、字笠木口844の2から844の4まで、845の1から845の3まで、846、字大谷口903の1から903の6まで、903の12、903の13、904の2、906の1、906の3、字三ヶ月907の1、908、909の1、909の2、910の2、910の14から910の17まで、910の27から910の30まで、910の43、911の1、911の2、912、913の1、913の2、913の4、914の1、915の2、915の4、915の5、915の8、915の9、916の1、916の2、916の4、946の1、946の2、946の4、947の1、947の13から947の20まで、947の23から947の27まで、947の29から947の39まで、字ヒコガ遼950、950の1、951から953まで、955の1、956の1、956の3から956の8まで、956の10、字又毛口987から990まで、991の1、991の2、992、993、993の1、994から1000まで、1001の1、1001の2、1002から1009まで、1010の1、1010の2、字又毛長遼1011、1013、1014、1015の1、1016、大字東宇塚字隠谷上440、441の1、441の2、442の2、443の2、444の1から444の3まで、444の5から444の8まで、444の13から444の15まで、444の23から444の25まで、446から449まで、451の1、452の1、452の2、453の1、453の2、454、456の1、457、462、465の1、466、469の1、469の2、470から473まで、474の1、474の3、478の1、479、481の1、字井手ノ上519の2、519の5、522、525の1、525の3、527、528、字高尾谷529、530、532から536まで、541から543まで、545の1、546の1、字弥平田平638の1、641、642、646から648まで、651、652、字池ノ谷口653から655まで、658、659、字池ノ谷奥660、663、664、668、669、大字大背字ツヅラ原奥1551の1から1551の16まで、1551の21、1551の24、1551の25、1551の32、1551の35、1556から1558まで、1559の1から1559の11まで、1559の13、1559の14、1560、1561の1から1561の16まで、1562、1563の1から1563の3まで、1563の5から1563の15まで、1563の17、1563の22から1563の24まで、字カウカ谷奥1564の1、1564の3、1564の6、1564の7、1565の1、1565の2、1565の6、1566、1567

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 4 月 21 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 本 和 幸 東伯郡北栄町国坂225

平成27年 2 月 6 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 別 本 勝 美 東伯郡北栄町国坂374

平成27年 3 月 27 日から平成30年 4 月 21 日まで

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年 4 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成27年 7 月 5 日（日）	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成27年 8 月 2 日（日）	”	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
平成27年 8 月 30 日（日）	”	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成27年12月 6 日（日）	”	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6 時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項の規定による同項第 1 号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第 2 号から第 4 号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 82円切手 1 枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成27年 5 月11日（月）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成27年 6 月24日（水）
- (2) 鳥取会場 平成27年 7 月22日（水）
- (3) 倉吉会場（1 回目） 平成27年 8 月19日（水）
- (4) 倉吉会場（2 回目） 平成27年11月25日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第 2 項及び第 4 項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成27年 4 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部生活環境事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者

平成27年7月30日(木)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室	八頭郡八頭町又は若桜町に住 所を有する者
平成27年7月31日(金)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日 における八頭郡河原町、用瀬町 及び佐治村の区域に限る。) 又は八頭郡智頭町に住所を有 する者
平成27年8月5日(水)	〃	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂	鳥取市(平成16年10月31日 における鳥取市の区域に限る。) に住所を有する者
平成27年8月6日(木)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日 における岩美郡国府町及び福部 村並びに気高郡気高町、鹿野 町及び青谷町の区域に限る。) 又は岩美郡岩美町に住所を有 する者
平成27年8月7日(金)	〃	〃	鳥取市(平成16年10月31日 における鳥取市の区域に限る。) に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成27年8月18日(火)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡琴浦町に住 所を有する者
平成27年8月19日(水)	〃	〃	東伯郡三朝町、湯梨浜町又は北 栄町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成27年8月3日(月)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振 興センター会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者
平成27年8月4日(火)	〃	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市に住所を有する者
平成27年8月5日(水)	〃	〃	西伯郡大山町又は伯耆町に住 所を有する者
平成27年8月6日(木)	〃	〃	境港市、西伯郡日吉津村又は南 部町に住所を有する者

なお、該当する会場により難しい者については、住所地を所管する事務所の担当課に申し出て承認が得られ
た場合は、(1)～(3)に掲げる他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

(4) 上記(1)～(3)の会場で更新できなかった者

実施期日	時間	場所	対象者
平成27年9月14日(月)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	(1)～(3)の会場で更新できな かった者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令

イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3 時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する東部生活環境事務所又は総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項の規定による同項第 1 号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82 円切手 1 枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

6 申込受付期間

平成 27 年 6 月 15 日（月）から次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(1) 東部生活環境事務所管内 平成 27 年 7 月 22 日（水）

(2) 中部総合事務所管内 平成 27 年 8 月 11 日（火）

(3) 西部総合事務所管内 平成 27 年 7 月 27 日（月）

また、2 の (4) の会場については、平成 27 年 8 月 20 日（木）から平成 27 年 9 月 7 日（月）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900 円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課（電話 0857-26-7872）又は住所地を所管する事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部生活環境事務所生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目 176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目 160	0859-31-9320

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）